

厚岸町条例第17号

厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年厚岸町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号ウ中「、または、」を「又は」に、「及び高齢者医療確保法」を「並びに同法」に改め、「第2号」の次に「及び同項第3号」を加え、同号エを次のように改める。

エ 医療保険各法（高齢者医療確保法を除く。）の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号並びに高齢者医療確保法第67条第1項第2号及び同項第3号に掲げる者と同等の給付を受ける者以外の者については、当該医療を受けることができる間

第3条第4号に次のように加える。

オ 高齢者医療確保法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号並びに同法第67条第1項第2号及び同項第3号に掲げる者以外の者

カ 医療保険各法（高齢者医療確保法を除く。）の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号並びに高齢者医療確保法第67条第1項第2号及び同項第3号に掲げる者と同等の給付を受ける者以外の者については、当該医療を受けることができる間

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。